議案第85号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 墨田区長 山 﨑 昇

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例(平成20年墨田区条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「すみだ福祉保健センター条例」を「この条例は、すみだ福祉保健センター条例」に改める。

第3条第1項第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、 同条第2項第1号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第7条第2項中「第3条第2号及び第3号の」を「第3条第1項第2号及び第3号に掲げる」に改め、同条第3項中「第3条第2号及び第3号に規定する」を「第3条第1項第2号及び第3号に掲げる」に改める。

第10条第3号中「前2項」を「前2号」に改める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。